

平成27年度 第1回石垣市総合教育会議
— 議事録 —

1. 開催日時

平成27年11月26日(木) 16時00分～16時30分

2. 開催場所

石垣市立図書館2階 視聴覚室

3. 出席者

(1) 構成員

石垣市長 中山 義隆

教育委員会 委員長 仲山 久紀

教育委員会 委員長職務代理者 高里 正明

教育委員会 委員 仲大盛 秀彦

教育委員会 委員 新田 健夫

教育委員会 教育長 石垣 朝子

(2) 構成員以外

【関係者】

総務部長 當真 政光 教育部長 成底 啓昌 企画政策課長 南風野 哲彦
教育委員会総務課長 宮良 長克

【説明員】

観光文化スポーツ局 大得 英信 福祉部長 知念 修
観光文化課長 大嵩 久美子 スポーツ交流課長 天久 朝仁
児童家庭課長 運道 徹 学校指導課長 宮良 永秀

【司会】

総務課長 高坂 正則

【事務局】

総務課副主幹兼法制係長 仲大底 まゆみ
総務課法制係主事 佐渡山 拓巳 総務課法制係主事 崎山 英哉

【その他職員】

教育委員会総務課係長 前盛 良太 教育委員会総務課主査 宮良 優児

4. 傍聴人

3名

5. 議題

- (1) 石垣市総合教育会議設置要綱(案)について
- (2) 石垣市総合教育会議事務要領(案)について
- (3) 石垣市教育大綱(案)について

【司 会】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により原則公開となっておりますので、マスコミ及び傍聴者の入室について、許可してよろしいでしょうか。

【委員全員】

はい。

【司 会】

それでは、マスコミ及び傍聴者の入室を許可いたします。

— 傍聴者入室 —

【司 会】

改めまして、第1回石垣市総合教育会議を開催いたします。

はじめに、本会議の主宰者であります中山市長よりご挨拶がありますので、よろしくお祈いします。

【中山市長】

本日は、お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。

第1回石垣市総合教育会議を開催させていただきます。

皆様ご存知のように、教育改革の中で、市長が教育行政に果たす役割が明確になり、教育政策のあり方について議論することが可能となりました。本日は、教育大綱等について議論を進めていきます。本日お集まりいただいた皆様と共に、人間性豊かな人材の育成、学力の向上、スポーツ・文化等で力が発揮できるような石垣市を目指していきたいと思います。本日は、その第一歩となる会議ですので、忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。

八重山の子も達の大きな未来へ向けて、ご提言等をいただきたいと思ひますので、よろしくお祈いします。

【司 会】

中山市長、ありがとうございます。

続きまして、自己紹介を含め、教育委員の皆様にお祈いします。

【仲山教育委員長】

教育委員長を務めさせていただきます、仲山久紀と申します。

本日は第1回となっておりますので、皆さんで意見を出し合ひ子どもたちのために良い話し合ひができればと思ひますので、よろしくお祈いします。

【高里委員長職務代理者】

職務代理を務めさせていただきます、高里正明と申します。

仲山委員長からもありましたが、すべては、石垣市の子もたちのためにを、合言葉にみんなで力をあわせて、子ども達がすくすくと成長できるように知恵を出し合ひていきたくと思ひますので、よろしくお祈いします。

【新田委員】

教育委員を務めさせていただいております、新田健夫と申します。

第1回石垣市総合教育会議ということで、いよいよ改革が始まっていくという感じがしています。

石垣市の子どもたちのために一生懸命話をして、より良い取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【仲大盛委員】

教育委員を務めさせていただいております、仲大盛秀彦と申します。

子どもたちの夢実現のため、最高の笑顔のために、みんなで知恵を出し合いながら取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【石垣教育長】

石垣市教育長の石垣朝子と申します。

子どもたちのいじめ問題、教育委員会のあり方等の諸々のことがあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、4月1日から施行されております。子ども達のために、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【司 会】

ありがとうございました。

本日の会議に出席しております、石垣市職員についてもご紹介いたします。

— 石垣市職員関係部課長及び事務局の紹介 —

【司 会】

石垣市総合教育会議の進行は市長が行う旨、定めておりますので、会議の進行を中山市長にお願いしたいと思います。

【中山市長】

それでは、改めまして、本日、第1回石垣市総合教育会議にご参集いただきましてありがとうございます。事務局からご案内のありましたとおり、法の改正があり、4月から新制度が施行されており、各自治体に総合教育会議が設置されることになっております。首長が主宰ということですので、議長を務めさせていただきます。

早速ではありますが、協議事項に入らせていただきます。

本日は3点の協議事項があります。

まず、「石垣市総合教育会議設置要綱（案）」について皆さまにお諮りいたしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

— 資料1「石垣市総合教育会議設置要綱（案）」説明 —

【中山市長】

只今、事務局より説明のありました「要綱（案）」につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

【委員全員】

なし。

【中山市長】

それでは、お諮りいたします。

「石垣市総合教育会議設置要綱（案）」について、原案のとおり、承認いただいてよろしいでしょうか。

【委員全員】

はい。

【中山市長】

ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

この会議については、この要綱に沿って進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「石垣市総合教育会議事務要領（案）」についてお諮りしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

— 資料2「石垣市総合教育会議事務要領（案）」説明 —

【中山市長】

只今、事務局より「要領（案）」について、説明がありましたが、何かご意見等がありますでしょうか。

【高里職務代理者】

会議の招集のところで、第2条第2項と第3項について、第2項で「会議は市長、教育長及び過半数の教育委員の出席がなければ開くことができない。」と謳い、第3項において「会議は、緊急の場合には、市長及び教育長のみで会議を開くことができる。」となっており、独立した文書となっていますので、ただし書で第2項と第3項を一緒にした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

【当真総務部長】

第2項の後にただし書を加え、第3項の「会議は」を除き、「緊急の場合には、市長及び教育長のみで会議を開くことができる。この場合において、教育長は、事後、速やかに教育委員会に報告しなければならない。」というように、第3項を第2項に加えるというご意見をいただきましたが、本会議でご承認をいただければ、そのように修正させていただきます。

【中山市長】

先ほど、高里委員よりご提案のありました第2条第3項の「会議は」という文章を削り、第2項の後に、ただし書で「緊急の場合には」からの文章をつなげるということで、修正してよろしいでしょうか。

【委員全員】

はい。

【中山市長】

ありがとうございます。

他にご意見はありますでしょうか。

【委員全員】

なし。

【中山市長】

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「石垣市総合教育会議事務要領(案)」につきまして、修正をさせていただいた上で、承認してよろしいでしょうか。

【委員全員】

はい。

【中山市長】

ありがとうございます。

続きまして、「石垣市教育大綱(案)」について、お諮りします。

事務局説明をお願いします。

【事務局】

— 資料3「石垣市教育大綱(案)」説明 —

【中山市長】

只今、「大綱(案)」の説明がありましたが、特に何かご意見等はありませんでしょうか。

【新田委員】

石垣市教育大綱体系図が読みづらいという印象を受けましたので、文字間や数字等の間隔などを調整し、細かな点で微調整をした方が読みやすいのではないのでしょうか。

【事務局】

ご指摘のとおり、修正をさせていただきます。

【中山市長】

それでは、お諮りいたします。

「石垣市教育大綱(案)」について、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

【委員全員】

はい。

【中山市長】

ありがとうございます。

平成27年度から平成29年度については、ご承認いただきました「石垣市教育大綱」に基づき進めさせていただきます。

それでは、審議事項は、以上となりますが、他に何かありますか。

【石垣教育長】

先ほど、新田委員よりご指摘のあった、石垣市教育大綱体系図について、見づらいと意見のあった点については、どのように変えますか。

【中山市長】

この点については見やすいように縦書きにし、数字等の間隔を調整して、見やすいよう修正をさせていただくということで、よろしくをお願いします。

それでは、これにて、第1回石垣市総合教育会議を閉会といたします。

ありがとうございました。